

買取希望の申出（第5条）

都市計画区域内にある200m²以上の土地について、地方公共団体等に買取りを希望する場合、土地所有者は当該土地の所在する市長にその旨を申し出ることができます。

〔申出ができる場合（公拡法第5条第1項）〕

公拡法第4条第1項に規定する土地、その他都市計画区域内200m²以上の土地で、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、その旨を申出ることができます。